

第3章 誰もが安心して暮らすことのできる 生活支援づくり

第1節 相談・指導の充実

低所得者世帯については、経済的な困窮に至った個々の事由を分析し、各種制度の有効かつ効果的な活用を図り、実情に応じた指導助言を行っています。

また、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員活動を行っています。

1 生活保護の相談

単位：件

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相 談 件 数	生 活	311	389	277
	医 療	154	139	102
	合 計	465	528	379

2 家庭児童相談室

近年の社会の変動に伴う家庭生活の変化により、家庭における児童養育に関して種々複雑な問題が発生しています。

このような状況の中で、家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭における児童福祉の向上を図ることを目的としています。

相談内容及び推移

単位：件

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
性 格 ・ 生 活 習 慣		99	85	71
言 語 ・ 知 能		5	6	26
学 校 生 活 等	人 間 関 係	4	18	10
	不 登 校	87	185	118
	そ の 他	10	3	2
非 行		1	3	0
家 族 関 係	虐 待	804	902	793
	そ の 他	143	142	121
環 境 福 祉		1,116	1,201	1,121
心 身 障 害		8	10	15
そ の 他		13	12	10
合 計		2,290	2,567	2,287

※環境福祉は、児童の養育についての経済的問題、養育に欠ける問題、不良な地域環境等に関する相談又は指導。

3 要保護児童対策地域協議会

児童虐待など要保護児童について、児童問題にかかわる関係機関（県・市・民生児童委員・教育関係等）との連携を強化し、児童虐待等の防止対策を総合的に推進するため設置しています。

また、協議会の活動を効果的に推進するため、組織形態を代表者会議・実務者会議・個別支援会議の3層構造とし、児童虐待防止ネットワークのきめの細かい情報の共有などの充実を図っています。

児童虐待に関する家庭児童相談室への年度別通報・相談件数

単位：件

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
通 報 ・ 相 談 件 数	804	902	793

第2節 援護措置の充実

1 生活保護

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

(1) 保護の種類

生活保護の種類は、次の8種類となっています。

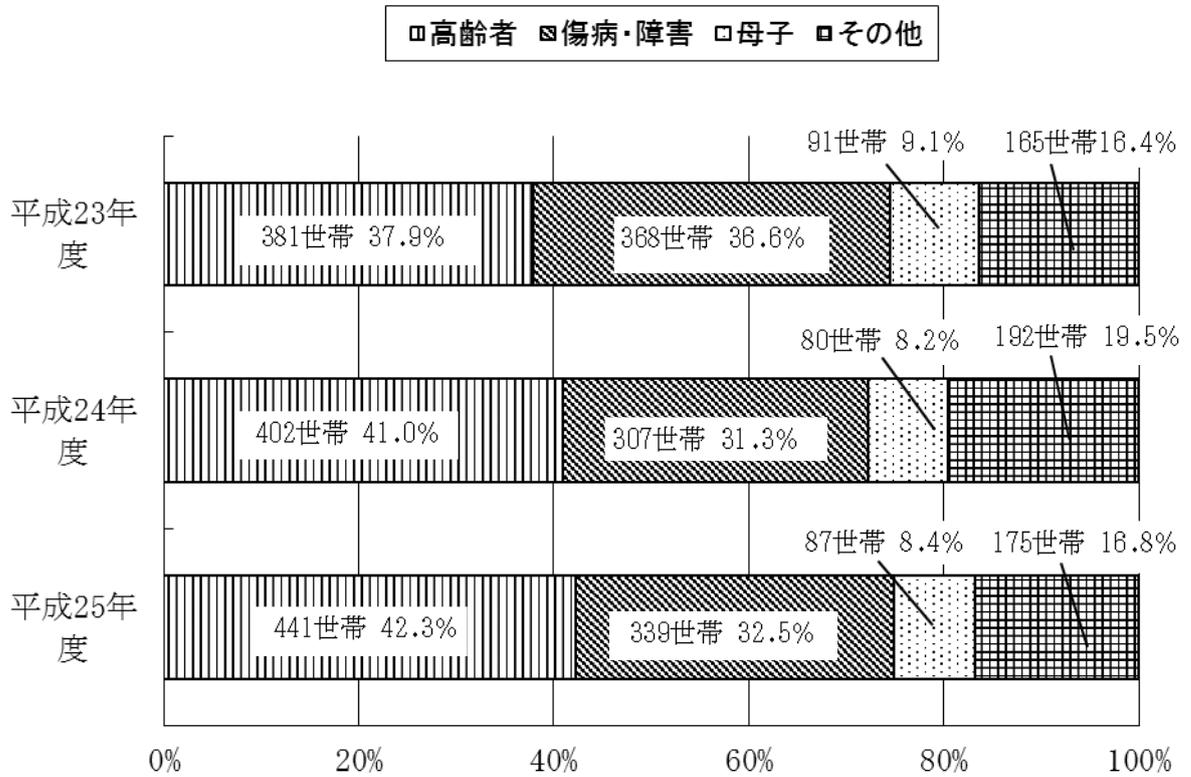
- ① 生活扶助 衣食その他日常生活及び移送に必要な費用
- ② 住宅扶助 家賃、補修、その他住宅に必要な費用
- ③ 教育扶助 教科書、学用品、その他義務教育に伴う必要な費用
- ④ 介護扶助 介護を受けるために必要な費用
- ⑤ 医療扶助 病気の治療に必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産のため必要な費用
- ⑦ 生業扶助 生業・高校就学に必要な資金、器具、資材及び技能習得に必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬式を行うために必要な費用

(2) 被保護世帯、人員及び保護率

被保護世帯、人員及び保護率の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
被保護世帯	1,005	981	1,042
被保護人員	1,528	1,447	1,544
保護率(%)	9.1	8.6	9.0

(3) 被保護者の世帯類型別構成



被保護者の世帯類型別構成

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
高 齢 者	381	37.9	402	41.0	441	42.3
傷病・障害	368	36.6	307	31.3	339	32.5
母 子	91	9.1	80	8.2	87	8.4
そ の 他	165	16.4	192	19.5	175	16.8
合 計	1,005	100	981	100	1,042	100

(4) 生活保護費

生活保護費の種類別構成の推移

区 分	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	延人数	扶助額 (千円)	割合 (%)	延人数	扶助額 (千円)	割合 (%)	延人数	扶助額 (千円)	割合 (%)
生活扶助費	16,184	838,214	35.2	16,220	818,251	33.3	16,422	811,822	34.8
住宅扶助費	15,687	469,876	19.7	16,118	482,810	19.6	16,410	492,016	21.1
教育扶助費	1,766	20,609	0.9	1,800	20,611	0.9	1,792	20,857	0.9
介護扶助費	1,677	56,978	2.4	1,809	45,157	1.8	1,964	45,109	1.9
医療扶助費	14,044	962,230	40.4	14,146	1,060,075	43.1	12,078	934,579	40.1
出産扶助費	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0
生業扶助費	620	10,271	0.4	525	8,267	0.3	502	8,414	0.3
葬祭扶助費	34	5,671	0.2	35	5,169	0.2	9	1,062	0.1
施設事務費	128	17,445	0.7	127	17,601	0.7	129	16,886	0.7
中国残留邦人 生活支援給付金	24	1,822	0.1	24	2,074	0.1	24	1,882	0.1
合 計	50,164	2,383,116	100	50,804	2,460,068	100	49,330	2,332,627	100

(注)各年度の決算額

(5) 保護の開始及び廃止

生活保護の年度別推移

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
申請件数		253	140	237
開 始	世帯数	228	123	209
	人 数	369	181	340
廃 止	世帯数	161	144	146
	人 数	256	218	239
却下件数 (取り下げを含む)		17	26	24

第3節 扶助制度の充実

母子家庭等の経済的負担と精神的不安を軽減し、自立を促進することを目的として、医療費の助成や諸手当を支給し、安定した生活が送れるように扶助制度の充実を図っています。

1 児童扶養手当

児童扶養手当は、父（母）と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童又は一定の障害を有している20歳未満の児童を監護している母（父）又は養育者に支給します。

《手当の基準額・平成25年度（全額支給の場合）》

（4月現在）・1人／1か月41,430円、（10月現在）・1人／1か月41,140円、

2人目／1か月5,000円、3人目以上／1か月1人につき3,000円加算

児童扶養手当支給状況

区 分	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	受給者数	対象児童数	支給額(円)	受給者数	対象児童数	支給額(円)	受給者数	対象児童数	支給額(円)
児童1人	474	474		504	504		504	504	
2人	241	482		231	462		211	422	
3人	60	180		59	177		53	159	
4人以上	10	50		11	58		13	58	
合 計	785	1,186	366,125,060	805	1,201	359,802,320	781	1,143	360,626,100

2 流山市児童育成手当

児童扶養手当の支給要件に該当する児童を2人以上（支給対象は第2子以降・1人/1か月4,000円）又は児童のうち18歳を迎えた4月1日以後、高等学校等に在学している児童を監護している母、父又は養育者に支給します。

流山市児童育成手当支給状況

区	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳に達する日以後の最初の3月31日（基準日）までの間にある者及び障害の状態にある20歳未満のもの（第2子以降）	対象児童数 （人）	401	396	362
	支給額 （円）	20,128,000	20,284,000	19,332,000
基準日以後にある在学中の児童	対象児童数 （人）	2	3	3
	支給額 （円）	340,000	720,000	960,000
合 計	対象児童数 （人）	403	399	365
	支給額 （円）	20,468,000	21,004,000	20,292,000

3 遺児等手当

父若しくは母が死亡し、若しくは重度の障害の状態にある16歳未満の児童又は16歳以上20歳未満で重度の障害の状態にある児童を養育している方に支給します。

（12歳以下の者1人/1か月4,000円・13歳以上の者1人/1か月6,000円）

遺児等手当支給状況

区	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
12歳以下の者	対象児童数(人)	58	60	65
	支給額(円)	2,848,000	3,004,000	2,948,000
13歳以上の者	対象児童数(人)	30	33	36
	支給額(円)	2,346,000	2,436,000	2,424,000
合 計	対象児童数(人)	88	93	101
	支給額(円)	5,194,000	5,440,000	5,372,000

4 母子・寡婦福祉資金貸付制度

千葉県が実施主体の制度であり、母子家庭及び寡婦家庭の経済的自立を支援する目的で行っています。

貸付けの対象は、配偶者のいない女子で現に児童を扶養している女子（母子家庭の母）、配偶者のいない女子で、かつて母子家庭の母として児童を扶養していたもの（寡婦）及び父母のいない児童です。

母子・寡婦福祉資金貸付実績

単位：千円

区 分	平成 23 年度				平成 24 年度				平成 25 年度			
	母子福祉資金		寡婦福祉資金		母子福祉資金		寡婦福祉資金		母子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修 学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 ひとり親家庭等医療費等助成制度

母子家庭又は父子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭に対し、医療費等を助成することにより、それらの家庭の経済的負担及び精神的不安の軽減を図り、もって母子家庭又は父子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の福祉の増進に資するものです。

ひとり親家庭等医療費等助成状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延受給世帯数	2,130	2,121	1,998
延件数（件）	11,117	11,867	11,612
助成額（円）	28,449,488	29,908,897	28,898,398

6 母子家庭等就労促進費用助成制度

（1）母子家庭等自立支援教育訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の自立支援を図るため、指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を助成するものです。

平成 25 年度助成状況 0 人 0 円

（2）母子家庭等高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の資格取得のため 2 年以上の養成機関で修学する場合に、2 年間に限り、生活負担の軽減を図るとともに資格の取得を容易にするものです。

平成 25 年度助成状況 1 人 871,000 円

第4節 その他の生活支援

1 特定疾病療養者見舞金制度

特定疾病の療養者及びその保護者に対して、見舞金を支給し、闘病若しくは労苦に報いるものです。

特定病療養者見舞金支給状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対 象 者 (人)	1,697	1,808	1,874
支給金額 (千円)	67,880	72,320	74,960

2 災害見舞金制度

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の異常な自然現象又は火事により家屋に災害が発生した場合、災害を受けた被災世帯に、見舞金を支給します。

災害見舞金支給状況

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全焼 (壊)	世帯数	4	2	0
	金額 (円)	120,000	50,000	0
半焼 (壊)	世帯数	0	2	0
	金額 (円)	0	40,000	0
床上浸水	世帯数	0	0	2
	金額 (円)	0	0	60,000
合 計	世帯数	4	4	2
	金額 (円)	120,000	90,000	60,000

3 被爆者健康管理見舞金制度

原爆被爆者に見舞金を支給することにより、被爆者の闘病若しくは労苦に報い、健康の保持意欲及び生活意欲の増進に寄与するものです。

被爆者健康管理見舞金支給状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象者(人)	83	79	75
支給額(円)	830,000	790,000	750,000

4 戦傷病者・戦没者遺族等への事業

(1) 戦傷病者の援護

旧軍人軍属等であった方が公務上傷病にかかり、今なお一定程度以上の障害を有する場合や、療養の必要がある場合に戦傷病者手帳の交付が受けられます。

この手帳の交付を受けた方で、一定の条件を満たすときは、次の援護が行われます

ア 療養の給付（療養費の支給）

戦傷病者の公務上の傷病又はこれと医学的因果関係のある傷病について、厚生労働大臣の指定する医療機関（主に国立病院等）において、診察、薬剤、手術等その他の治療等を行うものです。

イ 療養手当の支給

療養の給付を受けている1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない方に支給されます。

ウ 葬祭費の支給

療養の給付を受けている戦傷病者が公務上の傷病により死亡した場合、そのご遺族に支給されます。

エ 更生医療の給付

第5款症以上の身体障害の戦傷病者が、社会復帰のための手術などを必要としたときに行われます。

オ 補装具の支給、修理

公務上の傷病により、第3款症以上の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由（肢切断を含みます。）又は中枢神経機能障害のある戦傷病者に対して、身体機能の欠損等を補い、職業生活や日常生活を容易にするため、その者の請求により、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具の支給又は修理が行われます。

カ 国立保養所への入所

第2項症以上の重度の戦傷病者で必要と認められる場合は、国立保養所に入所することができます。

キ JRの鉄道、連絡船への乗車・乗船についての無賃の取扱（「JR 戦傷病者乗車（船）券類引換証」の交付）

戦傷病者と戦傷病者に同行する介護者については、旅客会社の鉄道及び連絡船に乗車船する際、無賃の取り扱いが受けられます。

(2) 戦没者遺族等への援護

旧軍人、軍属などの遺族には、「恩給法」により「公務扶助料」「特例扶助料」が、また、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」により「遺族年金」「遺族給与金」が支給される制度があります。このほか戦没者の妻等に対し、特別給付金や特別弔慰金が支給される制度があります。

(3) 戦没者追悼式

先の大戦において、国内外で亡くなられた戦没者並びに戦禍によって亡くなられた戦災死没者に対して、追悼の誠を捧げるとともに恒久平和を祈念するため戦没者追悼式を行っています。

戦没者追悼式参列者

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参列者数(人)	139	159	157

5 児童手当

児童手当は、中学校修了前児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

ア 支給対象 中学校修了前の児童を養育している者

イ 所得制限 あり

ウ 支給額 平成24年4月分から（人/円）

3歳未満		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
特例給付		5,000円

児童手当支給状況

区 分		平成25年度
被用者	延児童数（人）	46,802
	支給額（円）	702,030,000
非被用者	延児童数（人）	7,249
	支給額（円）	108,735,000
被用者3歳以上小学校修了前	延児童数（人）	120,958
	支給額（円）	1,258,625,000
非被用者3歳以上小学校修了前	延児童数（人）	28,173
	支給額（円）	299,770,000
小学校修了後中学校修了前	延児童数（人）	39,917
	支給額（円）	399,170,000
特例給付	延児童数（人）	29,074
	支給額（円）	145,370,000
合 計	延児童数（人）	272,173
	支給額（円）	2,913,700,000

6 特別児童扶養手当

重度又は中度の心身障害児（者）で20歳未満の方を育てている家庭に支給されます。対象者は、重・中度の障害児（20歳未満）を監護している父母、又は養育者（養育者については、父母に監護されない障害者（20歳未満）を同居養育し、生計を維持していること）。

手当の内容

支給額	1級(重度)障害児	月額 50,050円
	2級(中度)障害児	月額 33,330円
支給月	4月、8月、11月	
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み	
所得制限	受給者本人又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えるときは、支給されません。	

特別児童扶養手当支給状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支給人数（人）	188	205	201

7 特別障害者手当

重度の重複障害などのため、在宅で常時介護を必要とする20歳以上の方に支給される手当です。

対象者は、年齢が20歳以上であり、身体障害者療護施設等の施設に入所していないこと。

手当の内容

支給額	月額 26,080円
支給月	2月、5月、8月、11月
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み
所得制限	本人、配偶者及び扶養義務者等の所得により支給制限があります。

特別障害者手当支給状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支給人数（人）	90	88	92

8 障害児福祉手当

重度の障害があるため、在宅で常時介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。
対象者は、年齢20歳未満であり、肢体不自由児施設等の施設に入所していないこと。

手当の内容

支給額	月額 14,180 円
支給月	2月、5月、8月、11月
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み
所得制限	本人及び扶養義務者等の所得により支給制限があります。

障害児福祉手当支給状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給人数 (人)	50	52	53

9 千葉県心身障害者扶養年金

心身障害者を扶養している方が、その生存中、毎月一定の掛金を納付し、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付します。

給付額

- ・年金（加入者が死亡又は重度障害となったとき、障害者の生存中毎月支給）

1人1口 月額 20,000 円

- ・弔慰金（加入者の生存中、障害者が死亡したとき）

加入期間に応じて、一時金が支給されます。

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
加入者数(人)	53	52	51
年金受給者数(人)	36	37	37

※生活保護世帯、市民税非課税及び均等割世帯については減免又は緩和の制度があります。

10 流山市福祉手当

特別障害者手当・障害児福祉手当を受けられない心身障害者に支給される手当です。

(1) 手当の内容

ア 住民税額 22 万円以下

区 分		福 祉 手 当 の 額	
知的障害者	重 度	月額	8,650 円
	中 度	月額	7,900 円
	軽 度	月額	6,900 円
身体障害者	1、2 級	月額	6,900 円
	3 級	月額	5,900 円
ねたきり身体障害者		月額	8,650 円
精神障害者	1 級	月額	6,325 円
	2 級	月額	5,060 円
	3 級	月額	3,795 円

イ 住民税額 22 万円超 42 万円未満

区 分		福 祉 手 当 の 額	
知的障害者	重 度	月額	8,650 円
	中 度	月額	$7,900 \text{ 円} - 0.0395 \times (\text{住民税額} - 220,000 \text{ 円})$
	軽 度	月額	$6,900 \text{ 円} - 0.0345 \times (\text{住民税額} - 220,000 \text{ 円})$
身体障害者	1、2 級	月額	$6,900 \text{ 円} - 0.0345 \times (\text{住民税額} - 220,000 \text{ 円})$
	3 級	月額	$5,900 \text{ 円} - 0.0295 \times (\text{住民税額} - 220,000 \text{ 円})$
ねたきり身体障害者		月額	8,650 円
精神障害者	1 級	月額	$6,325 \text{ 円} - 0.031625 \times (\text{住民税額} - 220,000 \text{ 円})$
	2 級	月額	$5,060 \text{ 円} - 0.0253 \times (\text{住民税額} - 220,000 \text{ 円})$
	3 級	月額	$3,795 \text{ 円} - 0.018975 \times (\text{住民税額} - 220,000 \text{ 円})$
支給月	4月、8月、11月		
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み		
半額支給	介護保険サービス、自立支援給付、地域生活支援事業の一部等を利用した場合は、算定額の半額を支給します。		
支給制限	住民税額 42 万円以上（重度知的障害、ねたきり身体障害者は除く）及び施設入所者は対象外。		

(2) 流山市福祉手当支給状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支給人数 (人)	3,523	3,660	3,735

